



2023年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社アビスト
 代表者名 代表取締役社長 進 顕
 (コード：6087、東証スタンダード)
 問合せ先 執行役員 経営企画部門長 藤田知哲
 (TEL 0422-26-5960)

役員退職慰労金制度の廃止及び新たな役員報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しについて審議し、役員退職慰労金制度の廃止と新たな役員報酬制度（以下「役員長期インセンティブ報酬制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役4名に対し、同制度廃止時までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給する旨の議案ならびに役員長期インセンティブ報酬制度導入に関する議案を2023年12月22日開催予定の第18期定時株主総会に付議いたします。また、第18期定時株主総会の終了後も引き続き在任する取締役に対しては、原則として、その退任時に役員退職慰労金を支給いたします。

なお、当社では、将来の役員退職慰労金の支給に備え、従来から当社所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しているため、この度の役員退職慰労金制度の廃止が当社の業績に影響は軽微であります。

(1) 目的

当社では、これまで常勤の業務執行取締役の長期的な功労に報いる報酬として「役員退職慰労金制度」を採用しておりましたが、長期的な業績の向上及び企業価値の増大に対するインセンティブ付与並びに株主の皆様とのより一層の価値共有を目的として、役員長期インセンティブ報酬制度（退任時業績連動金銭報酬）を新たに導入いたします。



(2) 概要

本制度は、取締役に対し長期的なインセンティブの付与を目的として、役職、役位に応じた報酬標準額と当社の相対株価により計算される金銭報酬を毎年1回積み立て、支払いは原則として取締役退任時に支給するものです。



(3) 支給額の算定方法

支給額は、標準額に目標達成度による支給率を乗じて算定します。

支給額 = 標準額 × 目標達成度による支給率 (%)

標準額 = 報酬合計 (基本報酬基準額 + 代表権報酬基準額) ÷ 12 × 役位別倍率
目標達成による支給率 (%) = ((相対TSR - 1) × 2 + 1) × 100
相対TSR = (在任期間の当社TSR平均値 ÷ 配当込みTOPIX平均値) × 100
当社TSR = (各事業年度末日の株価 + 当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株当たり配当額の累計額) ÷ 当事業年度の5事業年度前の末日の株価
【補足】 ・相対TSR = 達成率 : 変動幅 50%~150% ・目標達成による支給率 (%) 下限・上限 : 0%~200%

(4) 支給額の決定プロセス

当社では、役員の報酬決定に係る客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会を設定しております。役員長期インセンティブ報酬の支給額につきましては、報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

以上